

令和4年度水産流通適正化制度における電子化推進対策事業のうち
漁獲番号等電子化推進事業に係る助成要領

水産物の流通に関して、漁獲番号等を伝達する仕組みの導入等について定めた水産流通適正化法が第203回国会において公布（令和2年12月11日）され、令和4年1月に政令が公布され、令和4年12月から、漁協等は新たに漁獲番号の伝達や取引記録の作成・保存等の義務が課されることになりました。その義務の履行の手法については、紙による伝達でも電子的な伝達でも構いません。一方、制度の円滑な施行と関係事業者の負担軽減を図るためには、産地市場の電子化を進めることが推奨されます。

本事業では、水産流通適正化法の円滑な実施に向け、特定第一種水産動植物（ナマコ、アワビを予定）について、産地市場等において漁獲番号等を簡便・迅速かつ正確に伝達することを可能にするためのシステム等の改修や電子機器等の導入に関する支援を行います。

1. 事業実施機関

本事業の事業実施機関は漁業協同組合連合会、漁業協同組合等の水産物に関する産地市場等を運営するもの（委託販売を行う漁業協同組合等も含む。以下「漁協等」という。）とする。

2. 助成対象

（ア）システム等の改修や機器整備等の導入に係る経費（補助率 1/2 以内）

機器整備費、システム改修費

機器整備費の想定される事例

- ・漁獲番号の発行、入力、伝達等を行うために必要な電子機器等の導入費用等

（例）タブレット、ハンディーターミナル、モバイルプリンター、電子秤等

システム改修費の想定される事例

- ・漁協等で既に導入されている基幹業務システム（販売システム等）に対し、漁獲番号の伝達等に必要な機能追加等を行うための改修費用等

（例）機器整備等と情報連携するための改修、共販システムから出力する伝票に漁獲番号欄を追加するための改修等

（イ）機器整備等運営に係る経費（補助率定額）

人件費、賃金、旅費、消耗品費、委託費

※システム改修及び電子機器導入等の目的達成に要する経費に限る

（ウ）事業適用期間

交付決定日から令和6年3月29日迄

3. 公募期間

第一期：令和 5 年 2 月 28 日～令和 5 年 3 月 31 日

第二期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 5 月 31 日

第三期：令和 5 年 6 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日

第四期：令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 9 月 29 日

第五期：令和 5 年 10 月 3 日～令和 5 年 12 月 26 日

※予算額を超えて申請があった場合には、その時点で公募を締め切ります。

4. 事業実施機関からの応募

本事業を実施しようとする機関は、「実施計画承認申請書」（別記様式第 7 号）及びその添付書類を提出する。

○提出書類

- ・実施計画承認申請書
- ・（補足資料）漁獲番号等電子化推進事業により導入を申請するシステムについて
- ・経費についての詳細な資料（見積書、見積内訳書等）※単価・工数等がわかること
- ・システム改修等の内容がわかる資料（システム要件書、システムフロー等）
- ・事業実施機関の概要が分かる資料（パンフレット等）

○提出先

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-15-8 アミノ酸会館ビル 2 階

一般社団法人 海洋水産システム協会 総務部

電子化推進対策事業 事務局 宛

担当：岡野利之、高橋宏昌、岩田佳之、君島真紀

Mail: tekiseika-kyougikai@systemkyokai.or.jp

TEL : 03-6411-0021 FAX : 03-6411-0022

5. 計画承認通知

(1) システム協会は 4. の応募があった場合には審査委員会を実施する。

(2) システム協会は事業実施機関から提出された申請書が審査委員会にて承認された場合には事業実施機関に対し計画承認通知書により計画承認を通知する。

6. 交付申請

計画承認通知を受けた事業実施機関は「交付申請書」（別記様式第 16 号）及びその添付書類を提出する。

○提出書類

- ・交付申請書
- ・債主登録用紙
- ・経費についての詳細な資料（見積書、見積内訳書等）※単価・工数等がわかること
- ・システム改修等の内容がわかる資料（システム要件書、システムフロー等）

7. 交付決定通知

システム協会は6. の交付申請の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施機関に対して、交付決定通知書により交付決定を通知する。

8. 事業結果の報告及び助成金の請求

事業実施機関は、事業終了後「漁獲番号等電子化推進事業実績報告書」(別記様式第24号)の他、以下の書類を添えて、システム協会に提出する。なお、事業実施機関からの請求は原則として事業終了後の精算払とする。

※概算払請求を必要とする場合は「概算払請求書」(別記様式第20号)を提出する。

○提出書類

- ・漁獲番号等電子化推進事業実績報告書

- ・請求額確認のための証ひょう書類

請求にあたっては、契約関係書類(ある場合)、納品書、請求書、領収書等を添付(全て写し)する。

- ・漁獲番号等電子化推進事業のシステム・機器等の管理台帳(別記様式第14号)及びシステム・機器等の管理運営規定

9. 助成金の交付

システム協会は8. の漁獲番号等電子化推進事業実績報告書の提出を受け、事業実施内容を確認したのち、事業実施機関に対して額の確定通知により助成金の額の確定と支払いを通知し、事業実施機関の口座に助成金の支払いを行う。

10. 導入するシステム等に係る管理

事業実施機関は、本事業により導入したシステム等の管理運営については、流通履歴情報管理電子化推進事業の「システム等の管理運営規程」及び「システム・機器等の管理台帳」を作成するとともに、請求額確認のための証ひょう書類を整備保管すること等により、適正な管理運営を行わなければならない。ただし、導入するシステム等の価格が50万円を超えない場合はその限りではない。

11. 事業実施後の事業内容変更等

(1) 事業を実施した事業実施者は、助成金交付決定を受けた内容に変更が生じた場合は、あらかじめシステム協会と協議し、必要に応じて変更の承認を受けなければならない。

(2) システム協会は、(1)の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

1 2. 交付決定の取消等

(1) システム協会は、次のア、イのいずれかに該当する場合は、7.の規定による交付決定の全部もしくは一部を取り消し又は変更することができる。

ア 事業実施者が、法令に基づく処分又は指示に違反した場合

イ 事業実施者が、事業に関して事務手続その他不適当な行為をした場合

(2) システム協会は、(1)の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合は、漁獲番号等電子化推進事業助成金交付決定取消通知書により、当該事業実施者に対し、その旨を通知し、助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができるものとする。

1 3. 個人情報の取扱い

事業実施機関から提供される個人情報は、本事業の運営ために利用するものとする。また、この目的の範囲内で、国、システム協会、事業実施機関との間で共同利用、又は第三者に提供することがある。

1 4. その他

(1) この助成要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項については、システム協会が定める。

(2) 疑義が生じた場合、速やかにシステム協会に相談すること。

以上

水産流通適正化制度における電子化推進対策事業のうち
漁獲番号等電子化推進事業に係る審査基準

審査項目	審査基準
(1) 事業の目的の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画承認申請書の目的は、漁獲番号等を簡便、迅速に伝達することを可能にするための機器等の導入を進めるものであること
(2) 事業の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画承認申請書の内容はシステム改修・電子機器等に対して支援するものであること
(3) 組織の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画承認申請書の申請者（事業実施機関）は本要領の応募資格を満たすこと
(4) 事業対象経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画承認申請書の本要領の補助対象経費の範囲に対して妥当であること
(5) 導入を申請する電子機器 (別紙：補足資料)	<ul style="list-style-type: none"> ・導入を申請する電子機器等が漁獲番号等の伝達を可能にするもので、かつ適切な規模で行われていること